

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號四第 卷十第

行發日一月四年九正大

論 說

- 勞賃の經濟的及び道德的性質(一)……………法學博士 田島 錦治
- 酒の政府專賣と公益……………法學博士 神戸 正雄
- 鎌倉時代の家族制度(三)……………文學博士 三浦 周行
- 明治の米價調節(六)……………法學士 本庄榮治郎
- 經濟學不進歩の原因に就きて……………法學士 石川 興二
- 所得稅均等負擔の理想と實現(二、完)法學士 汐見 三郎

時事問題

- 現代方便生活と社會の問題……………法學博士 戸田 海市
- 雜 錄

- 戰後の獨逸の勞働市場……………法學博士 山本美越乃
- 諸國行政統計書の梗概(一)……………法學博士 財部 靜治
- 手形交換所制度論(二)……………法學士 大森 研造

手形交換所制度論 (二)

大森 研造

緒論

第一節 手形交換所の意義

第二節 手形交換所の沿革

第三節 手形交換所制度の經濟上に及ぼす效果

す效果

第四節 手形交換所の組織及交換方法

第五節 代理交換

第六節 地方交換

第七節 手形交換所に於ける制裁

前々號掲載

本號掲載

雜誌 手形交換所制度論(二)

第八節 手形交換所の特種業務
第九節 各國に於ける手形交換所制度
結 論
次號掲載

第三節 手形交換所制度の經濟上に及ぼす效果

手形交換所制度は預金振替制度と相俟ちて、現世銀行の採用せる諸制度中最も稱揚すべきものに屬し、その經濟上に及ぼす效果に至りては手形交換所の職分の漸次擴張せらるゝと共に益々其重要の程度を加へ、今や經濟上直接間接に幾多の利益を與ふるに至れり、以下其效果の主なるものを掲げて之を説明せん。

(一) 手形交換所は銀行をして手形小切手の取立及び支拂に要する煩勞と危險とを省略せしむ、

抑も手形交換開始の目的は、其沿革上より之を見れば他行宛手形の取立を便ならしむるに在りて、之に由り支拂準備金の減少を得るが如きは寧ろ其結果となすべし、即ち銀行をして手形の取立及び支拂に要する煩勞を節約せんとする

は實に手形交換開始の目的なりと云ふべし、蓋し往時經濟未だ幼稚にして信用制度尙普及せず從て銀行取引も亦頻繁ならざりし時代に於ては銀行はその受入れたる手形小切手も多からざりしかば、一々之を支拂銀行に就きて取立つることも敢て甚だしき困難にはあざざりき、然るに信用制度の發達金融市場の變遷と共に、銀行の業務は益々繁忙多端を極め、日々無數の他行宛の手形小切手を受入るゝを以て、之に因りて、銀行相互間に手形上の複雑なる貸借關係を生じ之を一々振宛銀行に呈示して之が取立をなさんか、莫大の時間と勞力とを空費せざるべからざるのみならず、巨額の現金を携帶するに當りて盜難紛失の危險亦尠からず、由是觀之手形交換所は銀行の無益なる時間と勞力とを節約し且つ途中現金携帶の危險を避くるものにして其經濟上の效果幾何なるかを知らざるなり。

(二) 手形交換所は貨幣を節約せしむ、

手形交換所が經濟上及ばず效果中特に著しきは實に貨幣節約の點に在りとす、蓋し手形小切

手の直接取立を行ふ場合に於ては、現金の受授を要すべきが故に、各銀行は他行よりの手形又は小切手の取立に對して相當の現金準備をなさざるべからず、而して若し銀行の準備金不足して手形の支拂に支障を生ぜんか、該銀行の信用は忽にして地に墜ち、續々預金の取付に遭遇することあるべし、斯くの如くして凡ての銀行が互に他の銀行の手形取立に備ふるがために、巨額の資金を蓄積するが如きは貨幣の效用を甚だしく減殺するものなり、然るに若し手形交換所に於て組合銀行の手形上の貸借を交換決済せしむる時は、組合銀行は如上の不利益なる巨額の現金死藏を省き煩雜なる現金受授の要を避け、以て銀行は之を他の有利なる方面に利用することを得べきなり、今之を紐育手形交換所の實績に徴するに同交換所に於ける累年手形交換高と其交換尻現金受拂高との割合は設立以來五十四年間平均百分の四、六四なり、即ち手形交換所の設備により百分の九五、三六の現金を節約し得る道理なり、手形交換の効亦偉大ならずや。⁶⁾

6) J. G. Cannon, Clearing-Houses, p. 37.

(註ノ一) By means of this exchange, checks aggregating say \$100,000,000 may readily be settled for by the use of only \$ 5,000,000 in actual cash. (Clearing-House in the world, p. 1)

(註ノ二) 上述の方法に依り手形交換を爲す時は實際各銀行に小切手を取付け其代りに現金を受取り歸りしが如き従前の方法に伴ふ危険を除去し得るのみならず尙又都市の商業が之が爲に層一層少額の現金を以て經營することを得べし若し貨幣の數量が商業の要素なりせば此事たる實に重要視すべきなり。

Not only is the risk attending the former method of having the checks actually presented at each bank, and the cash received in payment, there for carried back, eliminated; but the business of a city or community is obviously conducted with much less actual money, a circumstance of considerable importance when the volume of money is a factor. (Clearing House Systems in the world, p. 1)

(三) 手形交換所は當座預金の機能を完からしむ。

當座預金が便利なる支拂手段として將又商業社會の通貨として有益なるも、之全く手形交換

所の存在を前提とするものなり。

(四) 手形交換所は有益なる諸種の統計を蒐集するに便利なること。

統計學の進歩するに伴ひ諸種の方面に於ける統計的調査も亦大に發達するに至れり、而して手形交換所に於ける各種の統計も亦漸次研究の對象として重要なものと見做さるゝに至れり、蓋し銀行は手形交換所の蒐集せし統計に據り、組合銀行の營業狀態、商業界變遷の趨勢、各地經濟狀態の異同等を考察し、以て其營業の參考に資することを得べし、(註ノ一)(註ノ二)且つ交換高の多少及増減、交換尻と交換高との比例、不渡手形の増減等に關する統計は、經濟上頗る有益なるものにして、金融の狀況を知る指針とも成り、又恐慌及び商業不振の時機を察する測度たることを得べし、然れども斯の如きは手形交換所の直接經濟上に及ぼす效果にあらずして寧ろ間接の利益と見るべきなり(註ノ三)。

(註ノ一) Straker 氏は倫敦手形交換所の報告を以て全英國に於ける產業狀態の好嗜附計なりとなせり。

(註ノ二) 一國の經濟狀態の變動を下するに當り交換高の増減は參考すべき好材料と見做すべきや否や換言すれば手形交換高は其國商業の盛衰を正確に反映するものなるや否やに就きて Schanz 博士は曰く「獨逸又は伊太利に於ては手形交換は尙發達の初期に屬し殊に對逸に於ては振替制度盛なるを以て交換高の證明方は強からざれども英國又は米國の如く此制度一般に行はるゝに於ては交換高の増減に依り國民經濟の變動を推測し得べし」云々。

(註ノ三) 手形交換所設立の従たる結果として近年に至り著しく其效用を認められたるものは交換所成績の公表なりとす、蓋し商業上の活動は手形の交換高に依りて可なり精細に推測し得べきが故に此等統計上の報告は其國商業上の進退を比較するに至便なる材料を供するものと謂ふべし、畢竟交換高の減少は商取引の減少したるがために小切手使用の數減じたるに因るものなるは論なきが如く交換高の如何に依りて昇降取引の趨勢を察するに足るものなり。抑も交換所報告の有益なることは夙に經濟學者立法者著作家等が一國の金融及び商業の狀態に關する問題を論するに當り大に認識する所なり。One of the secondary results of the establishment of the bank clearing houses which in recent years has come to be of great utility, is the publication of the operations. These statistical statements furnish the means for comparison of the course of business of the country, since the aggregate "clear-

ings" reflect with a fair degree of accuracy the general trend of the more important factors in the trade activities. A falling off in exchanges is obviously due to a smaller volume of checks used, following a decrease in the amount of business done. The value of the clearing house returns has been recognized for a member of years by economists, legislators and editors, in their discussions of questions relating to the banking and commercial condition of the country.⁶⁾

(五) 手形交換所は組合銀行の共同利益を増進せんが爲に諸種の施設をなす、

既に述べたるが如く手形交換所は組合銀行間の手形貸借を決済せしむるに止まらず、漸次組合銀行の共同施設を行はんとするに至れり、米國東部諸州に於ける手形交換所の如きはその適例にして即ち、(一) 組合銀行相互に規約を設けて營業上細大の事項例へば手形取立手数料、預金利子等を協議決定すること、(二) 銀行各自の營業上に直接間接の助力を致すこと、(三) 恐慌等に際し交換所貸出證券(Clearing House loan certificates)

8) G. V. Schanz, Wörterbuch der Volkswirtschaft. 3. Auf. Bd. 1. S. 14 山崎博士、貨幣銀行問題一斑、p. 329-330.
9) Clearing House Systems in the World, pp. 1-2

を發行し交換所の信用を利用して一時資金の要求に應ずること、

如斯手形交換所に種々の新職務を生ずるに至りし結果銀行相互に監督を加ふるために互に督勵して信用を重ずるの風を成し恐慌等に臨んで銀行營業の共同作用を見るを得たるは勿論、手形交換所に於て預金利子、取立手数料等を一定する爲め銀行營業方針を劃一するの利益を生ずるに至れり、而してかゝる傾向は漸次他國の手形交換所に於ても發達を見るべく、現今米國に於て行はるゝ此等特種業務は、或は同國銀行制度に因るものあるべしと雖も、要するに此等の現象は組合銀行が其利害共通を自覺したるに基くものにして、尙將來に於ても、手形交換所の事業は此方面に向つて漸次擴張せられ、其經濟上の任務は益々重きを加ふるに至るべし。(註一)

(註二) 此施設や(手形交換)必ず時として最も緊要なる銀行の協同を促し遂には一般銀行の取引上に一樣の例規を確立するに至るべし、彼の一層改良したる取引の方法、信用に關する報告の交換、紛議の仲裁、利子及爲替料の歩合均定

等の如きは蓋し相互利益の爲め一致團結の副産物を謂ふべからず。This necessarily brings about co-operation, most useful and important upon occasions, and lends to the establishment of uniformity in rules of business generally. Improved methods, exchange of credit information, adjustments of differences, more uniform rates of interest and exchange, are some of the "by-products," if the term may be used, of the closer association for mutual advantage.

第四節 手形交換所の組織及び交換方法

第一款 手形交換所の組織

手形交換所の組織は國により自ら多少其趣を異にするも、大體に於て殆んど同一なり、即ち手形交換所は有志銀行が所謂組合銀行を組織して、其各組合銀行に於て收受したる手形小切手及び其他交換に付すべきことを許可せられたる一切の證券を交換決済するを目的とするものなるが故に、手形交換所を設立せんと欲せば先づ組合銀行を組織せざるべからず、而して組合銀行は多數の銀行を以て組織し、可成的多くの手形小切手を交換せしむるを以て交換開始の目的

を達すべきが如しと雖も、資産信用共に薄弱なる銀行を濫りに交換組合に加入せむる時は、却つて手形交換の發達を阻止するのみならず、健全なる組合銀行に其災害を及ぼすこと少からず、茲に於て各國手形交換所は皆交換所規約を設け組合銀行に關する幾多の制限を設けたり。

組合銀行に關する規定は今一々之を述べずと雖も、要するに其目的は資力及び信用の確實なる銀行を以て組合銀行たらしめんとするものにして、加入銀行に對しては一定の保證金(註ノ一)又は加入料(註ノ二)を徴するのみならず、尙組合銀行多數の同意を得て (東京手形交換所規則第七條、大阪手形交換所規約第八條參照「組合銀行總會の議に附し無記名投票に依り出席銀行四分の三以上の同意を要す」) 始めて加入することを得るものとせり、(註ノ三)然れども組合銀行の資格を妄りに嚴重に制限し、且つ組合銀行にあらざれば交換を爲すことを絶対に禁止するは、却つて手形交換所の效果の普及を妨ぐるものなり、茲に於てか比較的小規模の銀行の爲めに代理交換(Clearing for non-members)

と稱する一種の制度を設け組合銀行に手形の交換を委託し得るの途を開けり、是れ最も適當なる制度にして大に手形交換の利益を普及せしむるに至れり。

(註ノ一) 保證金に就きては東京手形交換所規則第六條には無記名國債證券額面金參萬圓とし、大阪手形交換所規約第七條無記名國債證券又は無記名三府地方債證券額面貳萬圓を差入るべしとせり。

(註ノ二) 加入料に就きて紐育手形交換所規則(第三欸第四項)は左の如く規定せり。

New members shall signify their assent to the Constitution as provided in Article XI, Section 1, and shall pay an admission fee as follows:
 Institutions whose capital does not exceed \$5,000,000, shall pay Five thousand dollars; those exceeding \$5,000,000, shall pay Seven thousand five hundred dollars.

Any member increasing its capital shall a sum to correspond with these rates. (Article III, Sec.4)

新加入員は本則第十一欸第一項の規則を遵守を誓ひたる上左の加入料を支拂ふべし。

一、資本金五百萬弗以下のものは五千弗、

一、資本金五百萬弗以上のものは七千五百弗、

資本金増加の場合に右の率に據りて増加額を支拂ふべし。
 (註) (三) 組合員となるには國立又は州立の會社組織の銀行に限られ其資本金又は資本金及び剰餘金の高が五十萬弗を下らざるものならず可からず(紐)手規、第三款第三項) 近く採用したる規定に依れば紐青州の法律に基き組織されたる信託會社は尙組合の規定に従ひ組合員たることを得べきも組合員となるには一層巨額の準備金を要すべきが故に是等の會社にして特權を得たるものは未だ之れ有らざるなり。Membership is, at present, restricted to incorporated banks either National or State; no institution having a capital, or capital and surplus, of less than \$500,000¹¹⁾ may be admitted; under a recently adopted provision, trust companies incorporated under the laws of the State of New York may become members by subjecting themselves to the Constitution. Since this would require establishment of larger reserves, these companies have not availed themselves of the privilege.¹²⁾
 【No new member shall be admitted whose unimpaired capital and surplus shall be less than \$500,000.】¹³⁾
 如斯組合銀行が手形交換所を設立して其目的を達せんが爲には、手形交換所の機關を設けざるべからず、而して手形交換所の最高意思決定

雜錄 手形交換所制度論(一)

機關は組合銀行の總會 (The meeting of the Association) にして、組合銀行は各一名の代表者を出して手形交換所の重要事項を決議するものとす、總會の決議に従ひ之が實行機關として委員長、委員、監事、書記等を置く。(大阪手形約第二十條東京手形交換所規約第十七條參照)

手形交換所の經費は其總額を二分して、一半は組合銀行に平等に賦課し、他の一半は交換したる金額に應じて組合銀行に賦課するものとす、但し午後の交換に要する費用は之に出席する銀行に平等に賦課するものとす。(大阪手形交換所規約第二十條東京手形交換所規約第二十四條參照) (註)

(註一) New York Clearing House Association に於ては 經費は各組合員二百弗宛平等に分擔し尙此上經費を要する時は各組合員は前年度に於ける其持出手形の平均高に比例して分擔するものとす。(組合規則第八款)

The expenses of the Clearing House shall be borne and paid as follows:
 Each member shall be assessed \$200. Should an additional amount be required it shall be assessed pro rata according to the average amount which each

11) C. H. Systems in the world, p. 3
 12) Constitution of the N. Y. C. H. Association, Article III. Sec. 3

member shall have sent to the Clearing House for the preceding year. (Art. VIII.) 代理交換を委託するものは毎年二千弗を前金にて當組合に支拂ふことを要す。

Every non-member bank or institution now or hereafter sending its exchanges through a member of Association shall pay to the Association the amount One thousand dollars annually in advance. (Art. IX. Sec. 3)

第二款 手形交換の方法

次に手形交換の順序及び交換尻決済方法に就きて見るに、各國手形交換所の間は大に其趣を異にするものあり、然れども各國手形交換所は組合銀行に於て支拂ふべき手形小切手及び各手形交換所に於て交換に付すべきことを許されたる證券は總て之を手形交換所に於て交換すべく、直接之を支拂銀行に就きて取立つることを禁止せり、(東京手形交換所規則第二條、第二十六條參照) (大阪手形交換所規約第三條、第三十二條參照) これ蓋し當然の規定にして、手形交換開始の目的を完全に達せんとするには最も必要なこととなり、若し此規定なしとせんか組合銀行は他行宛の手形小切手は之を手形交換所に於て決済せんとするも亦直接支拂銀行に就きて取立つるも

其自由なるを以て、各銀行は不時の取立に對して資金の準備をなさざるべからず、斯くの如きは手形交換所設立を無視したるものにして其經濟上の不利益實に大なりと云はざるべからず、故に上述の如き直接取立の禁止規定は頗る重要なものなり。

前述の如き手形交換の順序及び交換決済方法は各國手形交換所によりて異なるも、今之を大別して三種となすことを得べし、即ち(一)英國法、(二)米國法、(三)折衷法、是なり、而して英國法とは、英國手形交換所并に巴里手形交換所に於て行ふ所のものにして、米國法とは、米國各地手形交換所に於て採用する所のものなり、之に反して我邦及び獨逸に於ける各手形交換所は折衷法に屬し、即ち英米二法の長短を斟酌して其制度を定めたるものにして、交換の手續差額決済の方法等頗る完備せるものと云ふべし。

(一)英國法。倫敦手形交換所に於ては、交換時問中組合銀行は他の組合銀行宛手形小切手を受取る毎に、幾回となく直ちに之を手形交換所に

持出し、又手形交換所に於て受入れたる手形小切手は直ちに之を自行に持歸り、斯くの如く交換時間中は間斷なく交換方を往復せしめ、最後に其貸借を合算して交換尻の決済を行ふものとす。(註一) 茲に於て倫敦手形交換所の交換方法に據る時は、其日に振込まれたる手形小切手を直ちに手形交換所に持出し交換を附することを得べく、又返戻すべき手形を同日速に返還し得る利益あれども、之が爲め手形交換所の混雜は實に名狀すべからざるものありと云ふ、加之交換時間中は手形交換所と銀行との間を常に往復するが故に、手形交換所より近距離にある銀行にあらざれば組合銀行に加盟すること困難なるべく、倫敦に於て代理交換の大に發達せるも亦之に基因すること多しと。

次に倫敦に於ける交換尻決済方法を見るに、頗る完備せるものにして紐育の決済方法に優ること云ふを俟たず、蓋し倫敦に於ては手形交換所組合銀行は何れも中央銀行たる英蘭銀行に當座勘定を開かしめ、手形交換所に於ける交換差

額の決済は、總て英蘭銀行の振替方法に因るものとせり、故に倫敦に於ては手形貸借の決済に當り現金を受授することを要せざるなり、是れ實に交換尻決済方法として最も進歩したるものにして、各國手形交換所の之に倣ふもの頗る多しとす。(註二)

(二)米國法。紐育手形交換所に於ては、各組合銀行は其前日並に同日交換開始前に振込まれたる手形小切手を一括し、時間を定めて唯一回之を手形交換所に持出し、之を振宛銀行に配布して直ちに交換決済に着手すべし、此方法は秩序整然たるものにして、倫敦手形交換所に於けるが如き混雜を來すことなし、又組合銀行は敢て手形交換所に近きものを限るの要なし、紐育に於ける交換方法は最も完全なるものにして、我邦及び獨逸の各手形交換所之に倣ふもの多し。之に反して紐育に於ける交換尻の決済方法は極めて不完全なるものと云はざるべからず、蓋し米國に於ては中央銀行として各銀行の上に特立する機關なく、從て英國其他に於けるが如く

13) C. H. Systems in the world, p. 5. Wm, H. Kniffin, The Practical Work of a Bank. p. 154

振替方法によりて交換所を決済する能はざるが故に、紐育其他各國手形交換所に於ては交換差額に相當する現金を受授して決済せざるを得ず、而して交換所は金貨、金貨證券又は法貨の資格を有する紙幣を以て決済せざるべからざることは手形交換所規約の定むる所なれども、尙此受授を避けんが爲めに、或は貨幣を封印して受授し、或は負債を負へる銀行に於て所謂支配人小切手 (manager check) なるものを振出して債券を有する銀行に交付し、或は無利子に又は利付にて一時の貸借とし他口の交換差額を待て之を決済し、成る可く現金の受授を省くの方策を取ることを爲れり、殊に近時廣く行はるゝ方法は組合銀行より豫め手形交換所委員會へ正貨又は法貨の資格ある紙幣を預入れ、之に對して手形交換所證券 (Clearing House certificates) なるものを受取り之を決済の用に供する一事にして、一八八四年六月改正の手形交換所規則第十七條に之を規定し爾來實施す、然れども此等の方法は其振替方法に劣るべきは言ふを俟たざる

所なり、近時米國に於ても、中央銀行設立の議盛なるを以て、愈其設立せられたる曉に於ては米國手形交換所は、現今の不完全なる決済を改めて中央銀行に於ける振替方法を探るべきは疑を容れざる所なり。(註三)

三、折衷法。右に述べし兩法は互に長短得失あり、英國法に於ては交換所決済の方法簡捷なるも交換方法複雑なるを免れず、之に反して、米國法に於ては交換方法に於て秩序整然輕妙なるを得べきも交換所の決済に於て甚だ迂遠の譏を免れざるなり、我國及び獨逸の如きは中央銀行あり、加ふるに英國の如く舊慣の存するなく、英米兩法の長短を斟酌して其制度を定めしを以て、交換方法及び交換所決済方法共に頗る完備せりと謂ふべし。

(註一) A radical difference in the system employed may be stated briefly by saying that in London clearing goes on almost continuously during the business day, beginning at about 10 o'clock A. M. and ending at about 5 o'clock P. M. Actually, however, as will presently be shown, there are three clearings: one

ending at noon, after which the country check transactions take place, the third beginning at about 2:30. The last named is by far the most important of the operations.¹⁴⁾

(註) (一) 倫敦手形交換所の各組合員は英蘭銀行に於て交換尻の振替を爲すが故に交換尻の決済に現金を使用することをなく英蘭銀行宛振出の小切手即ち指圖證券を以て之を替へたる。 Inasmuch as every member of the Clearing House carries a balance at the Bank of England, the settlement of balances is effected by checks or orders drawn upon that bank instead of using cash; a method well worth considering in connection with the study of the mechanism of the System in general.¹⁵⁾

(註) (二) 紐育手形交換所規則第十款第一項に於ては借方銀行は交換尻を交換所幹事に合衆國金貨、合衆國金券、合衆國法貨紙幣若くは交換所證券を以て支拂ふべき旨規定せり。 Between the hours of 12:30 and 1:30 P. M., the debtor institutions shall pay to the Manager at the Clearing House the balances against them, either in U. S. Gold coin, U. S. Gold notes, U. S. Legal Tender notes or Clearing House certificate. (Art. X. Sec. 1.)

第五節 代理交換

代理交換 (The Clearing for non-members) を

雜錄 手形交換所制度論(一)

は、組合銀行が手形交換所所在地に於ける組合外の銀行のために委託を受け、手形交換所に於て委託銀行の代理者として手形小切手其他の證券を交換することを謂ふ、故に委託銀行は其交換に附すべき手形小切手を受託銀行に交付し、受託銀行は之を自行の交換手形中に加へて手形交換所に持出し、又手形交換所に於て他銀行より受入れたる委託銀行宛の手形小切手は受託銀行に於て之を受入るべきものとす、而して代理交換に於て其交換尻を整理するために、委託銀行は豫め受託銀行に當座勘定を開始し、受託銀行は委託銀行の爲に受取るべき差額あれば之を其當座勘定に振込み、支拂ふべき差額あれば當座勘定より振替支拂をなすを通例とす。

次に論すべきは代理交換の受託銀行と委託銀行との責任關係の問題なりとす、之に關して從來一の主義あり、第一の主義に依れば、受託銀行は委託銀行に於て支拂ふべき手形小切手に對して何等責任なしとするものにして、反之、第二の主義に依れば受託銀行は委託銀行に於て支

14) C. H. System in the world, p. 25

15) C. H. Systems in the world, p. 25

拂ふべき手形小切手は自行に於て支拂ふべきものと同じく其實に任ずるものとせり。

第一の主義は、東京手形交換所の採用する所にして其代理交換に關する規約によれば、組合銀行が代理交換をなさんとする時は所定の書式により其旨を委員に申出ずべし委員は之を總會の議に附し其許否を決するものとす、(東京手形交換所規則第五十二條) とありて別に受託銀行の責任につき規定する所なしと雖も、受託銀行は委託銀行に於て支拂ふべき手形小切手を使宜上交換する迄にして別に責任を有せずとする主義なり、只代理交換の委託銀行は保證として壹萬圓の國債證券を受託銀行に差入れ必要に應じて受託銀行をして之を處分せしむるものとす、(東京手形交換所規則第五十三條) 従つて委託銀行が受託銀行に入金を怠り不渡手形を生せしめたる時は、受託銀行は右保證額迄は擔保品を處分して支拂を爲すべしと雖も、それ以上の金額に對しては何等損害を蒙ることなかるべし。

第二の主義は、大阪京都神戸等の各手形交換

所に於て採用する所にして、代理交換の受託銀行は、委託銀行に於て支拂ふべき手形小切手及び諸證券に對しては總て其實に任ずるものとせり、(大阪手形交換所規約第六十八條) 故に若し交換尻決済後に於て委託銀行が入金を怠りたる場合には、受託銀行は其手形を返戻することを得ず、其關係は全く受託銀行と委託銀行との間に止まり、受託銀行が豫め委託銀行より受取りたる交換擔保を處分して尙足らざれば受託銀行は自ら其損失を負擔せざるべからず、茲に於て組合銀行は組合外の銀行の爲に代理交換をなすを躊躇するの傾向あり、現に大阪に於ては銀行集會所組合銀行にして交換所組合銀行に加盟せず、又代理交換をも委託せざる銀行少なからざるを以て見ても、大阪に於て代理交換開始の頗る困難なるを知るべし、而して其原因は主として代理交換の委託銀行と受託銀行との責任關係に基くもの、如し。

惟ふに、受託銀行に何等の責任を負はしめざる時は、組合銀行は何時にても代理交換の委託

に應ずるを以て、多數の銀行が交換所を利用するの利益あれども、受託銀行は動もすれば委託銀行の選擇を輕んじて不渡手形を多からしむるを以て、組合銀行に損害を及ぼすことなしとせず、然れども假令規定上に於ては受託銀行に責任なしとする場合に於ても、實際上にありては受託銀行と委託銀行との間に特種の關係を生じ、前者を所謂親銀行後者を子銀行と呼び、親銀行は自然子銀行を擁護するの地位に立ち、受託銀行は委託銀行に對し徳義上全然無責任なることを得ざるなり、之に反して受託銀行に責任ありとする主義によるも、實際上受託銀行が損失を蒙ること却て稀なりと云ふ、蓋し受託銀行は手形交換所委員長の許諾を得れば直ちに代理交換を解約することを得（大阪手形交換所規約第廿九條）るものなれば、委託銀行を危険なりと認むれば遲滞なく代理交換を停止することを得べし、而して平素代理を委託せられ當座取引をなす以上は、受託銀行は常に委託銀行の業務に注意し、危険の疑あれば他に先ちて之を知ることを

を得べきを以て、破綻の現はれたる後に始めて之が解約をなすが如きは實際之なかるべし、況や受託銀行は是等の危険に對し平素より相應の擔保品を徴するに於ておや。由是觀之、交換所規約を以て受託銀行に責任ありとするも、將又之なしとするも、實際上の結果に於ては大差なかるべく、代理交換普及の精神より之を見れば、寧ろ其規約に於ては受託銀行に責任を負はしむるの必要なが如し。¹⁶⁾（註）

（註）紐育手形交換所規則第九款第五項に於ては受託銀行に責任を負はしめ交換所内の行爲に對しては總て自己に屬する取引と同一の責任を有するものと尙又此責任は代理解約通告の翌日の交換終了まで解除せられざることを云ふ。Whenever any member of the Association shall send through the Clearing House the exchanges of any bank or other institution not members, such sending shall, ipso facto, and without other notice, constitute said member the agent for said bank or other institution at the Clearing House; and said member shall be liable in the premises the same as for its own transactions, and its liability in all such cases shall continue until after the completion of the exchanges

16) Wm. H. Kniffin, The Practical work of A Bank, pp. 161-162

of the morning next following the receipt of notice of discontinuance of any such agency. (Art. IX Sec. 5)

第六節 地方交換

地方交換 (Country Clearing) とは、手形交換所所在地以外の銀行のために組合銀行が代理交換をなすを云ふ。

抑々地方交換は、一八五八年既に英國に於て開始すべしとの説ありたるも、その愈開始を見るに至りしは、英國銀行家 Sir John Lubbock が、一八六五年統計學會に於て、地方交換に關する講演をなしたるに基けるものなり、爾來倫敦手形交換所は、午前と午後の二回に行ひ來りし手形交換に加ふるに、正午を以て地方交換を行ふこととなり、全英國資金調節上に大なる貢獻をなせり。¹⁷⁾

我國に於ける地方交換問題は、明治三十五年六月池田謙三氏が地方交換建議案なるものを提出し、當時頗る識者の注意を惹き之が實施を望む者尠からざりしが、種々の障礙ありて遂に實

行の運に至らずして止めり、其主なる理由は(1)當時經濟狀態尙幼稚にして地方手形小切手の流通するもの鮮かりしと、(2)地方銀行は中央に於ける組合銀行に預託すべき交換尻決済資金に窮せしこと、(3)地方交換開始は不渡手形を増加せしむべしとの虞ありしこと是なり、其後地方交換に關する調査委員を設け、其報告に依り準備出來次第之を開始することに決定したるも、今に及んで尙其實行を見るに至らず、是れ手形交換の利用を一般に普及せしめ全國資金の調節を計る上より見れば、甚だ遺憾のこと、謂はざるべからず。

斯くの如く東京手形交換所に於ては、時勢の變遷と共に地方交換の必要を認め、之が實施をなさんとするもの、如し、而して現今に於ては、地方交換の實施必しも大なる困難を見ざるべし。

蓋し我邦經濟狀態は日進月歩の勢を以て進歩し、殊に地方商業は漸次發達し、従つて地方小切手の中央都市に流通するもの及び中央都市の

17) Gilbert, The History, Principles and Practice of Banking, vol. II. p. 326

18) Wm. H. Kniffin, The Practical Work of A Bank, p. 162. C. H. Systems in the world, p. 27. J. G. Cannon, Clearing Houses, p62-68

小切手にして地方に流通するもの亦益々増加するに至れり、茲に於てか中央及地方銀行間に於ける手形上の貸借關係を地方交換によりて決済するの必要に迫れり。

次に交換尻決済の問題と雖も、地方銀行が地方交換に由りて生ずべき効果の大なるものあることを思へば、甚だ容易なる問題なるべし、蓋し地方交換の開始に依りて地方銀行は從來の如く多額の爲替資金を準備することを要せず、又地方交換に依りて地方商業の發達を促進し、從て生ずる銀行利益の増加を知らば、地方銀行が寧ろ少額の交換尻決済資金を中央都市銀行に預託するが如きは甚だ輕微なる犠牲と云はざるべからず。

また不渡手形發生の問題の如きは敢て憂ふるに足らざるべし、即ち組合銀行が地方銀行の信用狀態財産狀況等を充分に調査し、其加入を嚴にすると共に、地方銀行をして其得意先の撰定に周到なる注意を拂はしめ、又不渡手形を振出したるが如き商人に對しては、充分なる制裁の

途を講ずれば、不渡手形の増加は之を豫防することを得可きなり、斯くの如く一方には東京手形交換所に於てそが實行の計畫あり、又他方に於ては時勢の變遷に従ひて地方交換の必要を増進したると共に、之が開始に伴ふ諸種の障礙を減少せしを以て、之が實施を見るは蓋し近き將來なるべしと信ず。

第七節 手形交換所に於ける制裁

第一款 不渡手形に對する制裁

手形交換所に持出したる交換手形は之を受入れたる銀行に於て其支拂に應ずるを以て原則となすべし、然れども其受人銀行は或は預金不足の爲め或は爲替資金缺乏の爲め或は手形の偽造變造の爲め又或は全然取引關係を有せざる者より手形を振宛られたる爲め等の理由に因りて交換所に於て受入れたる手形小切手の中其支拂を拒絶すべきことあるべし、之を稱して手形の不渡 (Dishonored cheque, Return of cheque) と云ふ、手形の不渡は交換所に於ける一大不詳事にして手形交換事業の發達を妨害すること甚だ大

なるものありとす、故に交換所に於ては種々の方策を講じて不渡手形の發生を防ぎ交換所の健全なる發達に務めざるべからず。

而して英米諸國の如く信用夙に發達し商業道徳大に普及せる所にありては交換所に於て不渡手形を見ること極めて稀なりと云ふ、今各國に

於ける不渡手形の統計を比較参照することは頗る興味ある問題なりと雖も外國に於ては不渡手形の統計を發表せざるが故に遺憾ながら之を知ることを得ず。

故に以下東京外五箇交換所の不渡手形の統計及び累年統計を示すに止めんと欲す。

月次	東京交換所		大阪		横濱		京都		神戶		名古屋	
	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額
大正七年十一月	56	1,200.00	44	1,000.00	33	1,150.00	26	1,200.00	18	1,100.00	15	1,100.00
同 年十二月	32	1,000.00	21	1,000.00	16	1,000.00	12	1,000.00	10	1,000.00	8	1,000.00
大正八年 一月	21	1,100.00	15	1,000.00	11	1,000.00	9	1,000.00	7	1,000.00	6	1,000.00
同 年 二 月	25	1,000.00	18	1,000.00	14	1,000.00	11	1,000.00	9	1,000.00	7	1,000.00
同 年 三 月	40	1,000.00	28	1,000.00	21	1,000.00	16	1,000.00	12	1,000.00	10	1,000.00
同 年 四 月	35	1,000.00	25	1,000.00	19	1,000.00	14	1,000.00	11	1,000.00	9	1,000.00
同 年 五 月	30	1,000.00	22	1,000.00	17	1,000.00	13	1,000.00	10	1,000.00	8	1,000.00
同 年 六 月	28	1,000.00	20	1,000.00	15	1,000.00	12	1,000.00	9	1,000.00	7	1,000.00
同 年 七 月	25	1,000.00	18	1,000.00	14	1,000.00	11	1,000.00	8	1,000.00	6	1,000.00
同 年 八 月	22	1,000.00	16	1,000.00	12	1,000.00	9	1,000.00	7	1,000.00	5	1,000.00
同 年 九 月	20	1,000.00	15	1,000.00	11	1,000.00	8	1,000.00	6	1,000.00	5	1,000.00
同 年 十 月	18	1,000.00	14	1,000.00	10	1,000.00	7	1,000.00	5	1,000.00	4	1,000.00
大正八年十月迄	315	3,000.00	220	2,000.00	165	1,650.00	125	1,250.00	95	950.00	75	750.00
同 年 十 月 迄	315	3,000.00	220	2,000.00	165	1,650.00	125	1,250.00	95	950.00	75	750.00

我邦各地交換所の不渡手形に關する規約を見るに、何れも精細を極め諸外國の制裁規約に比して遙かに嚴重なるが如し、是れ我邦の銀行制

度は創立以來比較的年所を経ること少なく諸般の法規によりて銀行業務を指導發達せしめんとする傾向あるにも因るべしと雖も我邦に於ける

不渡手形發生の頻繁なるに基因する所多しと云ふべし。惟ふに手形の偽造變造をなし若くは全然取引關係を有せざる者に對して手形を振出すが如きは勿論或は預金不足又は爲替資金缺乏の爲め不渡手形を生ずるが如きは商業者の背徳不謹慎に基く、言を俟たざる所なり。

故に不渡手形の發生を防止せんとするには商業者をして商業道徳の必要を自覺せしむると共に苟も如斯背徳者を生じたる時は交換所は組合銀行をして之と一切の取引を禁止し大に社會の制裁を加ふることを必要とす可し。前述の如く不渡手形は商業者の背徳行爲に基因すること勿論なりと雖も之を他方より見れば斯くの如き背徳者と取引をなしたる銀行に於ても亦大に責任を有するものと云はざる可からず、蓋し銀行が新に商業者と取引を開始せんとするに當りては得意先の選擇に慎重なる注意を拂ひ其性格財産の狀態業務の種類及び其營業振等を審査し取引開始の後に於ても絶えず其信用狀態に注目し若し之を危険なりと認めれば何時にても直ちに其

取引を拒絶すること、すれば其銀行の取引先より不渡手形を發生するが如きは殆んど其跡を絶つに至るべし、然るに我邦の現状を見るに銀行は競争の結果得意先を選擇する邊なく取引申込あれば唯々諾々として直ちに之と取引を開始するもの尠しとせず、斯くて商業者は容易に銀行と取引を開始し得るの結果或は資力以上過當に事業を擴張し或は投機に走り信用を濫用するに至るべし、而して朝に銀行と取引を開始し夕に不渡手形を發行するが如きは必ずしも稀なりとせずと云ふ、然るに銀行は之を以て獨り得意先の罪に歸し自己は敢て關せざるもの、如く恬として恥ぢずと云ふを聞ては實に慙咳の外なきなり、現今社會の最も重要な金融機關たる商業銀行が自己の盛衰は勿論延ては經濟界の發達にも大なる關係を有すべき得意先の選擇に斯くの如く輕卒なるは寒心に堪えざる所なり。

現今我邦交換所規則に依れば不渡手形を發行したる者に對しては其制裁として取引拒絶の處分をなし組合銀行は三年間其者と取引をなすこ

とを得ざるものとせり、(東京手形交換所規則第四十五條)而して組合銀行は取引停止期間内に於て其者と取引を開始する時は一定の制裁を受くるものとすれども組合銀行が自己の得意先より屢々不渡手形を發行するも東京及び廣島交換所に於ては之に對して何等の制裁を加ふるの途なし、然るに手形の不渡は組合銀行が其得意先選擇の不注意より生ずること多きこと前述の如しとすれば自行の得意先より不渡手形を生じたる銀行に對しては相當の制裁を加ふるは適當の方策と謂はざる可からず、此點に關して大阪神戸及び京都の各交換所規約を見るに支拂銀行に對し不渡手形を生じたる時は委員の決議を経て拾圓以上參拾圓迄の過怠金を徴する規定あり、(大阪手形交換所規約第六十一條)是れ實に當然の規定と謂ふべきなり。

以下我邦に於ける不渡手形に關する制裁の沿革を畧述し次に現行各地交換所に於ける制裁的規約の概要を比較せん。

我邦銀行界に於ける不渡手形に關する制裁規

約は明治十二年東京銀行集會所の前身たる擇善會の制定せし割引手形不渡者處分方法なるものに始まる、其規定の要項左の如し。

一、擇善會同盟諸銀行中割引手形の取付をなすに於て其手形不渡に歸するものあれば能く之が事由を明かにして本會幹事銀行に報告するを要す。

一、右不渡に歸する原因は凡て左に列擧する三個の事情に係れりとす。

第一、名宛人引受をなさざるに付、之を振出人に報じ振出人其返金を怠る時。

第二、名宛人支拂を引受けて後期日に至りて之を支拂はざる時。

第三、名宛人既に其支拂を怠るに付之を振出人に報じて其返金を促せしに振出人に於ても亦之を怠る時。

此外尙許多の事情に由るものありと雖も右三個の例を推せば皆以て其不信者たるを指定するを得可し。

一、右不信者たるを本會幹事銀行に報告するに於ては其姓名居所族籍及び手形面の金額を記載して以て通知するを要す。

一、幹事銀行に於て右被損銀行の報告を得る

時は之を騰寫し郵便を以て同盟銀行に轉報し同盟相互に該不信者に向て割引又は貸付金等を取扱はざるべし。

一、然りと雖も同盟銀行は該不信者よりして通常本爲替及び預け金等の依頼あれば之を引受けて取扱ひ而して其金額及び手續等速に該銀行に密報すべし。

一、一旦不信者の通知をなして後復其義務を遂ぐるに於ては其關係銀行は更に其趣を幹事銀行に通達し幹事銀行より速に之を同盟銀行に報告す可し。

其後明治二十年東京手形交換所設立以來銀行家は熱心に信用取引の奨勵を試みたる結果手形交換所も漸次發達せしが交換高の増加するに従ひ支拂資金なきに濫りに小切手を振出し又は融通手形を濫發して信用取引上の德義を紊亂するもの漸く續出し手形交換所の發達に一大頓挫を見るに至れり、茲に於て手形交換所は明治二十七年始めて之が制裁を設け斯かる不德義をなしたるものに對して爾後組合銀行中一切取引を停止すること、なし其都度之を組合銀行に内報せり、其規定左の如し。

一、支拂資金なき手形又は小切手にして取引銀行の拒絶により不渡となりたるものある時は之を拒まれたる銀行より書面を以て其所姓名及び金額を銀行集會所に告知すべし、銀行集會所速に其趣を同盟銀行に通知すべし。

一、同盟銀行は前項の通知を受けたる者に對して自今一切取引をなすことを許さず、但し追て拒絶したる銀行より本人の信用恢復したる事實を告知したる時は従前の如く取引をなすことを得可し。

斯くの如く手形交換所は不渡手形に對する制裁を制定せりと雖も尙年々不渡手形を増加したるが是れ當時は日清戰爭の後を承け經濟界は俄然活氣を呈し企業勃興し投機流行したる際に於て從て信用薄弱なる手形を盛に流通せしに因るべし、茲に於て一般手形に對し疑懼の念を生じ信用取引漸く頽廢せんぞせしかば手形交換所は不渡手形に關する制裁を一層嚴にし明治三十二年四月左の規約を決議實行するに至れり。

一、手形の支拂を拒まれたる時は銀行より直ちに書面を以て其手形振出人（爲替手形に

於ては支拂人)の住所姓名職業金額及び拒絶の事實を東京手形交換所に届出すべし、東京手形交換所は直ちに之を組合銀行及び代理委託銀行に報告すべし

二、第一項の場合に於て拒まれたる銀行は其事件に關する事實を調査し取引停止の必要なしと認めたる時は必ず翌日午後三時迄に其理由を具し東京手形交換所に届出づべし
東京手形交換所は左の届出ありたる時は直ちに之を組合銀行及び代理委託銀行に報告すべし。

三、組合銀行及び代理交換委託銀行は第二項の報告なき時は第一項の報告に係るものに對し自今一切取引をなすことを得ず。

四、前項の處分を受けたるものに對し元の取引銀行又は組合銀行より其者の信用恢復したる事實を具し其處分解除を東京手形交換所に請求したる時は東京手形交換所は組合銀行集會の議に附し出席銀行半数以上の同意を以て之を解除することを得。

五、東京手形交換所組合銀行及び代理交換委

託銀行は明治二十七年九月以來東京銀行集會所に於て取引停止處分を受けたる者に對しても當然之を拒絶すべきものとす。

次に明治三十七年九月の例會に於て手形交換所組合銀行は商取引上の徳義信用を重せんがため其取引先に於て萬一商業上の徳義を毀損し信用を害するの行爲ある者に對しては、一切取引を爲さざることを決せり、即ち、

一、停止處分を受け其後家族又は使用人等の名義を以て更に當座取引を開きたるもの、

二、手形債務者手形行爲に缺欠あるを口實として其支拂を拒絶したるもの。

三、法律上破産處分を免れんが爲め破産前に其營業を廢止したるもの。

四、財産を隱匿するの目的を以て營業組織を變更したるもの。

斯くの如く手形交換所の不渡手形に關する制裁の規定漸次嚴重となり一時大に不渡手形の發生を減少するに至りしが近年再び増加の傾向あり。次に本邦各地手形交換所に於ける不渡手形

に關する規約即ち(一)不渡手形の返戻時間、(二)支拂銀行に對する懲罰、(三)不渡の警戒、(四)不渡處分、(五)不渡の届出、(六)不渡處分の取消及び解除等に就きて見るに大體に於て殆んど一致し唯細目に多少の差異を認むるに過ぎず。

之を要するに不渡手形の發生は商業者の背徳行爲に基くは勿論なりと雖も其取引銀行の不謹慎も亦大に之が原因をなすものなり、故に不渡手形を減少せしめんとするには一方に於て商業者の背徳行爲を罰すると共に他方に於ては該銀行の不謹慎を詰責せざる可からず、而して之が制裁の規定は我邦の如く未だ信用を重んぜざるもの多き所に於ては特に之を嚴重にするの必要あり、故に本邦各地手形交換所に於ても此點に深く留意し不渡手形の減少を圖るは刻下の急務と謂はざるべからず。

第二款 誤算遅刻及び缺席に對する制裁
手形交換所は短時間内に於て鉅大の金額を決済する所なるを以て其手形交換の手續は敏活にして而も錯誤なきを要す、之を以て各國皆之に

關する規定を設け交換手續の敏活を妨げ錯誤を生ぜしむる者に對して注意、譴責、罰金の制裁を付することとせり、我國の手形交換所に於ても亦之に關する規定あり、即ち左の如し。

(一) 遅刻若くは誤謬に對する制裁

交換方が交換開始時刻を過ぎて參着したる時又は交換添表に誤謬の記載を爲したる時又は交換差額表に誤謬の記載を爲し決算終了後十分を過ぐるも尙其誤謬を發見せざる時は其銀行より過怠金貳圓を徴收す、(東京手形交換所規則第五十條、大阪手形交換所規約第六十五條、第六十六條參照)但し其誤謬が他銀行より交付せられたる交換添表の記載明確を缺きたるに基く場合に於ては監事は其程度に應じ本條の過怠金を相手方の銀行より徴收し若くは雙方より等分に徴收することを得とせり。(東京手形交換所規則第五十條但書)

尙交換方が交換差額表の提出を遅延したるとき又は交換差額表に誤謬の記載を爲し決算の結了を遅延せしめたる時、又は交換に關する書類の文字明確を缺きたるが爲めに他の銀行の計算

を誤らしめたる時、又は交換差引表其他本規則に依り交換方の作成すべき文書を正當に作成せざる時は其銀行より過怠金壹圓を徴收することとせり。(東京手形交換所規則第五十一條)

蓋し手形交換の決算は常に貸借相平均せざるべからざるものにして若し決算相平均せざるに於ては何れか交換方の計算に錯誤あるを示すものなり、而して此錯誤は縱令交換方の誤算なるも亦其金額が如何に小額なるも總計算に不一致を來し、爲に其錯誤の明白となるに至る迄は全交換方をして其計算の調査を繰返さしめ一交換方の錯誤の爲めに全體に對して少なからざる不安と無用の手數且つ煩雜を惹起せしめ徒らに交換の澁滯を來さしむるものなり、之を以て交換方の計算に錯誤ある時は我國に於けるが如く單に之を其銀行に通知するに止めず交換方に相當の罰金を課するは當を得たるものなり、而して我國の手形交換所に於ては計算に錯誤あるを發見する時は直ちに其原因を明瞭にし日々交換の決濟を正確に終了すと雖も英國の如きは其錯誤

の金額千磅以下なる時は其調査修正を次日に譲り得ることとす。

紐育手形交換所に於ては罰金は十弗より一弗迄の範圍に於て反則の状況に依り各差等ありと雖も怠慢者によりて甚しく交換を遅延せしめたる場合に於ては罰金を二倍又は四倍するの規定あり。

(二) 五分以上遅刻に對する制裁

交換開始の時刻より五分を過ぎ交換方の參着したる時は過怠金貳圓を徴收し其銀行の持出手形は當日の交換に加ふることを許さず、遅刻十分以上なる時は缺席と見做す。(東京手形交換所規則第五十條)

(三) 缺席に對する制裁

組合銀行中正當の理由なくして交換所に缺席したるものは過怠金百圓を徴收し(東京手形交換所規則第四十八條)大阪手形交換所規約第六十四條、過怠金拾圓を徴す)又斯かる場合に於ては缺席銀行の支拂義務ある諸手形に對し現金の取付をなすことを得せしむ。